

伊東市電子入札運用基準

第1 趣旨

この伊東市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）は、伊東市（以下「市」という。）と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用した静岡県共同利用電子入札システムで行う入札手続（以下「電子入札」という。）について、電子入札を円滑かつ適切に運用できるようにするために必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札の参加申請から入札、落札者決定までの事務を処理するシステムをいう。
- (2) 入札情報サービス（以下「P P I」という。） 入札公告、入札結果その他入札手続に必要な事項をインターネット上に公開するサービスをいう。
- (3) 静岡県共同利用電子入札システム 電子入札システム及びP P Iから構成されるシステムをいう。
- (4) 電子入札 電子入札システムで行う入札手続をいう。
- (5) 紙入札 紙に記載した入札書を提出して行う入札事務手続をいう。
- (6) 入札参加者 入札（見積り合わせを含む。）に参加しようとする者（入札参加資格者）をいう。
- (7) 電子証明書 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「電子認証局」という。）が発行する電子的な証明書をいう。
- (8) I Cカード 電子証明書が格納されたカードをいう。
- (9) 経常J V 経常建設工事共同企業体をいう。
- (10) 特定J V 特定建設工事共同企業体をいう。

第3 電子入札について

1 電子入札の実施について

(1) 電子入札の処理対象は、建設工事、測量・建設コンサル等の建設工事関係業務等（以下「案件」という。）とする。

(2) 市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、

原則として電子入札に限るものとする。

2 P P I の運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他調達手続に必要な事項の公表は、P P I で行うものとする。

第4 電子入札システムの利用について

1 電子入札を利用することができる I C カードの基準

(1) 電子入札を利用することができる I C カードは、一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したもので、市の建設工事若しくは建設工事関係業務委託等の入札参加資格申請をした代表者又はその受任者の名義と同一の名義である I C カードに限るものとする。

(2) I C カードに記載された所有者の氏名、所属組織名称及び所属組織所在地に変更が生じた場合は、当該 I C カードは失効となるため、再度 I C カードを取得するものとする。

2 利用者登録について

(1) 新規に利用者登録を行うときは、システム利用届（第1号様式。以下「利用届」という。）を市へ提出し、利用者登録番号発行通知書（第2号様式）の交付を受け、電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

(2) 登録事項に更新又は変更が生じた場合は、電子入札システムによる利用者登録更新又は変更手続をするものとする。ただし、入札参加資格に関わることは従来どおり変更届を紙媒体により提出しなければならない。

(3) I C カードを再取得した場合は、その都度利用届を提出しなければならない。

3 代理について

電子入札においては、代理は認めない。

4 建設工事共同企業体（以下「J V」という。）の取扱いについて

J V（經常 J V 及び特定 J V）においては、J V の代表者が単体企業として利用者登録済みの I C カードを使用するものとし、經常 J V にあつては入札参加資格申請時に、特定 J V にあつては結成時に、電子入札利用届（經常・特定 J V 用）（第 3 号様式）を市へ提出するものとする。

第 5 システム障害等について

1 システム障害について

システム障害等により電子入札システムによる入札・開札業務の処理ができないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入札・開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。

(1) 市のシステム障害について

市の電子入札システム用サーバー、ネットワークなどに障害が発生し、入札・開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札・開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。この場合において、電子入札システム以外の方法（P P I、電子メール、電話、F A X 等）により入札参加者（入札参加希望者を含む。以下同じ。）に必要な事項を市から連絡するものとする。

(2) 市のシステム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札・開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札・開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。この場合において、延期、紙入札への移行その他必要な事項を電子入札システム、P P I、電子メール、電話、F A X 等により市から入札参加者に連絡するものとする。

第 6 電子入札案件登録について

1 受付期間等の設定について

(1) 入札書、参加資格確認申請書等の提出期限（見積期間）等は、従来の紙入札方式に準じて設定するものとする。

(2) 入札書受付締切日時及び開札予定日時については、案件ごとに定めるものとする。

2 電子入札案件登録事項の変更について

- (1) 登録した電子入札案件に錯誤があった場合、その他登録内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに修正し、案件名称に「(○月○日:○○変更)」等の表示を行うものとする。この場合において、既に参加申請書等の提出済みの者がいるときは、市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝えるものとする。
- (2) システム上、変更できない項目に錯誤があった場合は、当該電子入札案件名を「当該電子入札案件は、登録錯誤につき取り消し、別途同一案件名で登録しました。」に変更し、新規に案件登録するものとし、既に参加申請書等の提出済みの者がいるときは、市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝え、提出済書類の再提出を求めるものとする。

第7 関係書類の提出について

1 関係書類の提出方法について

- (1) 入札手続において必要な関係書類、添付資料（以下「関係書類」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、電子入札案件によっては紙媒体による提出を求めることがある。
- (2) 電子データの容量が3MBを超える場合の関係書類の作成方法及び提出方法は、市との協議によるものとし、その指示に従うものとする。
- (3) 電子入札案件の内容により、説明できる者による持参を求める場合があり、この場合は、その旨を指名通知又は入札公告に明記する。

2 関係書類の作成方法について

関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は次の表に掲げるものを標準とする。

	アプリケーション名	ファイル形式	備考
1	Word (Microsoft Corp.)	Word2003 形式以上	マクロは絶対に含めないこと。 保存形式によっては損なわれる機能があるため、保存したファイルを確認の上、提出すること。
2	Excel (Microsoft Corp.)	Excel2003 形式以上	
3	その他	PDF (Acrobat7 以上) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式) ファイル圧縮 (Lzh、Zip、Cab。ただし、自己解凍形式 (EXE 形式) は認めない。) その他市が認めた形式	

3 ウィルス対策について

- (1) 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション (ソフトウェア) を導入するなどの対策を講じなければならない。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は問わない。ただし、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類を作成、提出する場合は、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。
- (2) 市の担当者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとする。
- (3) 入札参加者から提出された関係書類がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者及び情報処理システム担当課に連絡するとともに、当該関係書類を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとする。

第8 入札について

1 電子入札による提出について

- (1) 電子入札では、入札書、参加資格確認申請書等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとする。この場合において、電子入札シ

システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示するため、入札参加者は、入札書、参加資格確認申請書等の提出を行ったときは、受信確認通知を確認の上、印刷を行うこと。

- (2) 印刷された帳票は、証拠書類となるので大切に保管すること。
- (3) 各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできないので注意すること。
- (4) 受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されないときは市又は静岡県電子入札共同利用センター・ヘルプデスクに問い合わせを行うものとする。
- (5) 入札書の提出は入札金額等を暗号化して送信しているため、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができないので注意すること。

2 入札書の受付期間について

電子入札システムによる入札受付期間は、指名通知及び入札公告で別に示す場合を除き、開札予定日の前々日（午前9時から午後5時まで）及び前日（午前9時から午後4時まで）の2日間（土日祝日を除く。）を基本とする。

2の2 ICカードの再取得が間に合わない場合の特例について

商号、所在地、代表者等の変更が生じた場合において、ICカードの再取得が間に合わないときは、旧ICカード使用届（第1号様式の2）を市に提出することにより、ICカードの再取得をするまでの間（当該変更が生じた日から2か月以内に限る。）は、再取得前のICカードで入札参加できるものとする。

3 紙入札による参加について

電子入札案件において、次の各号に該当する場合は、入札参加者は、紙入札方式参加申請書（第4号様式）を市へ紙媒体で速やかに提出し、承認を得なければならない。この場合において、指名競争入札にあつては電子入札締切りの1日前までに、制限付き一般競争にあつては入札参加申請等の提出期限までに行うこと。

- (1) 会社名、会社所在地、代表者等の変更によりICカード情報の変更（ICカードの再取得）が間に合わない場合。ただし、当該変更が生じた日から2か月

以内であって、かつ、旧 I C カード使用届を市に提出したときは、この限りでない。

(2) I C カードの閉塞（P I N 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続中の場合

(3) その他やむを得ないと認める理由がある場合

4 紙入札方式による提出方法について

紙媒体による入札書の提出方法は、市が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとする。この場合において、代理人が入札する場合は、委任状を持参するものとする。

5 電子入札から紙入札への変更について

電子入札システムによる入札・開札処理開始後、入札参加者側の都合により電子入札システムによる処理の継続ができなくなった場合は、紙入札方式移行申請書（第 5 号様式）を市に紙媒体で提出し、承認を得なければならない。この場合において、承認の基準は第 3 項に準じるものとする。

6 紙入札から電子入札への移行について

紙入札方式の承認を受けた後の電子入札への移行は認めないものとする。

7 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合は、入札書受付期間（指名競争入札の場合は指名通知受理後から入札書受付締切までの間）に電子入札システムにより辞退するものとする。

8 内訳書について

(1) 入札書に添付する入札価格（工事費）内訳書（以下「内訳書」という。）

は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、電子入札案件によっては紙媒体による提出を求めることがある。

(2) 内訳書を紙媒体により提出を求める場合は、指名通知又は入札公告に明記するものとする。

(3) 内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は第 7 の第 2 項に準じるものとする。

(4) 内訳書は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの

添付機能を利用して提出するものとする。

(5) 内訳書の電子データの提出期限は電子入札の入札受付期間と同様とし、紙入札の場合の内訳書の提出期限は紙入札の入札書提出期限と同様とする。

(6) 入札参加者が採用している積算システム等を利用して内訳書を作成し提出する場合、内訳書は第3号の条件を満たすものとする。

(7) ウィルス対策は、第7の第3項に準じるものとする。

第9 開札について

1 開札方法について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行い、一括開札処理で行うものとする。ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行うものとする。

2 開札時の立会いについて

(1) 電子入札方式による入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。ただし、代理人が立ち会う場合は委任状を提出しなければならない。

(2) 紙入札方式による参加者は紙媒体の入札書を、入札保証金の必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立ち会うことができるものとする。

(3) 紙入札方式による参加者及び入札保証金の必要な参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該入札事務の関係のない市の職員を立ち会わせないことができる。

3 電子くじの実施について

(1) 電子入札案件において落札者となるべき金額で入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、電子くじ（電子入札した順番、時刻及び入札時にランダムに設定される3桁の番号（入札者が番号の変更可能）により計算し落札者を決定するもの）を実施する。

(2) 紙入札者は、任意の数値を決め、入札執行者がその数値を電子入札システム

に入力をする。

4 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合は、市は必要に応じて電子入札システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとする。

5 開札の延期について

開札を延期する場合、市長は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時を通知するものとする。

6 入札書未提出の取扱いについて

入札書提出締切予定日時において、入札書が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者は、入札を欠席したものとみなす。

7 開札の中止について

開札を中止する場合、市長は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに中止の結果登録をするものとする。

8 入札書提出後の辞退について

提出した入札書は、原則として、撤回、訂正等はできないものとする。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、市は、開札までの間、参加資格喪失の届出（第6号様式）を受け付け、辞退したものとする。

9 再度の入札

(1) 入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」という。）を電子入札で行うものとする。

(2) 再入札は第1回目の入札の翌日実施を基本とし、第1回目の入札が開札日の午前中に終了する場合など、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知からおおむね3時間以上をあげ、再入札を行うものとする。

(3) 再入札の実施については、入札の当該案件に入札書を提出した参加者全員に

入札結果通知とあわせて通知する。

(4) 市長は、落札決定を当日行う案件について、第1回目の入札前に（再入札は当日実施する旨）入札参加者へ周知を図るものとする。

(5) 再入札に紙入札が含まれる場合、入札書の提出期限は市が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとする。

(6) 予定価格を事前公表する場合は、再入札は行わないものとする。

第10 その他

1 ICカードの不正利用

(1) 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、指名停止等の処分を行うことがある。

(2) 電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消す。

(3) 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正にICカードを使用等した場合の例>

- ・ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・ 代表者又は受任者以外のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・ ICカードに記載された所有者の氏名、所属組織名称、所属組織所在地が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合（当該変更が生じた日から2か月以内であって、かつ、旧ICカード使用届を市に提出した場合を除く。）
- ・ 同一案件に対して、複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合

附 則

この基準は、制定の日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知する

入札に適用する。